

## 総合評価方式に関する運用ガイドライン(工事編)改正の趣旨及び概要

### 改正の趣旨

総合評価方式に関する運用ガイドライン(以下「ガイドライン」)は、平成 29 年 7 月に改正され概ね 3 年が経過しました。平成 29 年度改正時においては、平成 26 年度に改正された品確法等を踏まえた見直しの措置がなされましたが、この間、運用している中で関係機関からの意見や課題が散見されるようになっていきます。

さらに、平成 31 年には新担い手 3 法が制定され、担い手の確保・育成に向けた生産性の向上や働き方改革への取組の推進とともに、技能従事者の処遇改善を図る建設キャリアアップシステムの普及に向けた本格運用が開始されました。

このような建設業界の新たな課題への対応や先導的な取り組みを評価する基準の導入も検討課題となっています。

このことから、令和 3 年 4 月を目途にガイドラインの改正を行うものです。

### 改正の概要

#### 1 総合評価方式の決定方法の変更

##### (1) 総合評価の方法について

平塚市のガイドラインでは、提出された入札書及び技術資料を総合的に評価する方法として、「加算方式による算定」と「除算方式による算定」を定めています。

実際の運用においては、加算方式は特別簡易型、除算方式は簡易型及び標準型に適用していますが、明確な運用方針が示されているものではありません。

平成 24 年度以降、国の全ての機関では除算方式が導入されており、現在、神奈川県及び近隣市においては除算方式の適用が基本となっています。

このことから、本市においても評価方法を除算方式に統一することにより、制度の透明性・合理化を図るものです。

## 2 評価項目及び配点の変更

### (1) 企業の技術的能力について

#### 同種工事施工実績の期間と評価対象の変更

平成 29 年度の改正では、受注機会の拡大を図るため「10 年間」を「15 年間」に延ばした経緯があるが、直近の施工実績を重視するとともに、企業の技術的能力の向上を促進させる観点から、実績の期間を「15 年間」から「10 年間」に短縮することとした。なお、神奈川県は 10 年間、近隣市は 5～10 年間の実績を評価している。また、工事实績の評価対象を「神奈川県内政令市」から「神奈川県内市」に拡大することで、より参加企業の活動実態に即した評価が可能となるように見直しを行った。

#### 優良工事表彰受賞実績の対象の変更

優良工事表彰受賞実績の対象については、県内市の発注工事にまで拡大することで、より参加企業の活動実態に即した評価が可能になるよう見直しを行った。

また、本市発注工事の受賞実績については、市への貢献度を加味し、高い配点とした。(平塚市の受賞実績回数は 1 回、その他は 0.5 回として評価)

### (2) 配置予定技術者の技術的能力

#### 同種工事施工実績の期間と評価対象の変更

平成 29 年度の改正では、受注機会の拡大を図るため「10 年間」を「15 年間」に延ばした経緯があるが、直近の施工実績を重視するとともに、配置予定技術者の技術的能力の向上を促進させる観点から、実績の期間を「15 年間」から「10 年間」に短縮することとした。なお、神奈川県は 10 年間、近隣市は 5～10 年間の実績を評価している。また、工事实績の評価対象を「神奈川県内政令市」から「神奈川県内市」に拡大することで、より参加企業の活動実態に即した評価が可能となるように見直しを行った。

さらに、平塚市の工事において実績のある技術者を配置した場合には、スムーズな現場監理や目的物の品質向上に寄与する度合いが大きいことから、成績 80 点以上の場合には評価点を加点することとした。

#### 優良工事表彰受賞実績の対象の変更

優良工事表彰受賞実績の対象については、県内市の発注工事にまで拡大することで、より参加企業の活動実態に即した評価が可能になるよう見直しを行った。

### (3) 企業の社会性

#### 災害時の地域貢献（建設機械の保有）の変更

建設機械の保有状況については、災害時に対応できる機械の保有を評価するものであるが、保有台数の確認書類は経営審査の写しのみであり、保管場所の特定が困難なことや市内業者の保有状況を考慮し、保有台数と配点の比重を引き下げ、評価項目としての合理化を図った。

#### 建設キャリアアップシステムの登録状況の新設

平成31年度から本格運用が開始された建設キャリアアップシステムは官民一体となって推進している取り組みであり、地方公共団体が発注する公共工事においてもインセンティブ措置等について積極的な検討と取り組みが要請されていることを踏まえ、建設業の担い手の確保・育成を促すために新たに評価項目として設定した。

### (4) その他

#### 建設共同企業体（JV）の取扱い(参考資料)

若干不明確な部分があったため、分かりやすく修正した。

## 3 施行予定

令和3年4月1日(令和3年5月第2回公告案件から施行)改正を予定